

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の 取扱いの基準

(火気器具等の取扱い)

第18条の3 火気器具等（法第9条に規定する火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれある器具をいう。以下同じ。）は、建築物等及び可燃性の物品から、別表第3の左欄に掲げる火気器具等の種別に応じ同表の右欄に定める離隔距離（消防長が火災予防上安全であると認める場合及び火気器具等が別表第3の左欄に掲げる火気器具等以外の火気器具等である場合にあっては、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離）以上の距離を保たなければならない。この場合において、第2条の2ただし書の規定を準用する。（ひ）

【解説】

本条は、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれある器具（以下「火気器具等」という。）の位置について規制したものである。

- 1 火気器具等は、法第9条に規定するものをいい、次のものが該当するが、通常の使用に際し容易に移動可能なものをいう。
 - (1) 気体燃料を使用する器具
 - (2) 液体燃料を使用する器具
 - (3) 固体燃料を使用する器具
 - (4) 電気を熱源とする器具
- 2 本条は、火気器具等の位置の規制であるが、特に火気器具等と建築物及び可燃性の物品との離隔距離について規定されており、原則として、別表第3に掲げる離隔距離以上の距離を保つ必要がある。別表第3における「不燃以外」、「不燃」、「防熱板」については、第2条の2の解説を参照すること。また、各火気器具等の離隔距離については、各条において説明するので、それを参照すること。
- 3 本条も、第2条の2と同様に、離隔距離については、原則は別表第3によるものとしているが、次のものにあっては、告示第1号によって得られる離隔距離で規制することとなる。
 - (1) 消防長が安全であると認める場合
 - (2) 別表第3の左欄に掲げる火気器具等以外の火気器具である場合なお、告示第1号の取扱いについては、第2条の2の解説を参照すること。
- 4 本条では、第2条の2のただし書を準用し、火気器具等周囲の建築物等の構造により離隔距離の規制を除外できることとしている。この取扱いについても、第2条の2の解説を参照すること。